



平成 30 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
(JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-6659-5141

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 30 年 3 月 16 日開催の臨時取締役会におきまして、平成 30 年 4 月 25 日開催予定の第 34 期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり定款を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款に事業目的の追加を行うものであります。

また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の 32,000,000 株から 45,000,000 株に変更するものであります。

そして、業容拡大に伴い、現本店が手狭となったため、十分なスペースを確保できる新本店へ移転し、更なる組織の活性化及び業務の効率化を企図するものです。なお、現時点における本社移転日は、平成 30 年 5 月中旬を予定しておりますが、本店の所在地変更の効力発生日は取締役会において決定する本店移転日といたしたく、その旨を附則に規定しております。その他移転費用等の詳細が決まり次第、速やかに公表いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(定款)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) ～ (22) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 80px;">(新設)</p> <p>23. 前各号に関するコンサルタント業務</p> <p>24. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(定款)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) ～ (22) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(23) ペットフード及びペットケア用品の企画、製造、加工、販売及び輸出入</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(24) 合成樹脂、合成繊維、化学繊維、天然繊維、その他の樹脂及び繊維並びにこれらの原材料の製造、加工、販売及び輸出入</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(25) 印刷業及び印刷物、印刷システム機器の製造、販売、企画及び輸出入</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(26) 病院外における介護及び介護に関する事業</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(27) ドラックストアの経営</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(28) 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(23) ～ (24) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、32,000,000 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>45,000,000</u> 株とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 本店所在地</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都墨田区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 本店所在地</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都<u>豊島区</u>に置く。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 第 3 条の規定変更は、取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

(3) 変更の内容

日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日：平成 30 年 4 月 25 日 (水)

定款変更の効力予定日：

平成 30 年 4 月 25 日 (水)

以 上